

岐阜県屋外広告物条例等早わかり 新旧対照表 (R8.2)

新	旧
<p>I から VII まで 略</p> <p>VIII 許可申請の手続</p> <p>1 略</p> <p>2 関連する手続</p> <p>(1) 広告物の高さが 4 m を超える場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法による工作物の確認が必要ですので、行政機関や指定確認検査機関の建築確認申請受付窓口で必要な手続をしてください。 <p><u>(2) 防火地域内で広告物の高さが 3 m を超える又は建築物の屋上に設置する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>建築基準法により、主要な部分を不燃材料で造るか覆わなければなりません。必要に応じて、行政機関や指定確認検査機関の建築確認申請受付窓口にご相談ください。</u> <p><u>※ 広告物を設置する地域が防火地域に該当するかどうかについては、申請先の市町村にご確認ください。</u></p> <div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">防火地域：市街地における火災の危険を防除するため定める地域 (都市計画法第 9 条第 21 項)</p> </div> <p>(3) 広告物を道路上（上空を含む。）に掲出する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法による道路占用の許可が必要ですので、道路管理者に対し必要な手続をしてください。 ・ 道路交通法による道路使用の許可が必要ですので、所轄の警察署に対し必要な手続をしてください。 ・ なお、突出広告物については、国道及び県道では、自家広告物以外道路占用を認めていませんので留意してください。 <p>(4) その他の法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園法、県立自然公園条例などにより、広告物が制限されている場合や、許可が必要な場合がありますので県環境企画課又は県の各県事務所に確認してください。 ・ 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律、岐阜県風営適正化法施行条例により、性風俗特殊営業の広告物は設置場所が制限されていますので所轄の警察署に確認してください。 <p>3 から 7 まで 略</p> <p>VIII～別表 7 まで 略</p>	<p>I から VII まで 略</p> <p>VIII 許可申請の手続</p> <p>1 略</p> <p>2 関連する手続</p> <p>(1) 広告物の高さが 4 m を超える場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法による工作物の確認が必要ですので、行政機関や指定確認検査機関の建築確認申請受付窓口で必要な手続をしてください。 <p>(2) 広告物を道路上（上空を含む。）に掲出する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法による道路占用の許可が必要ですので、道路管理者に対し必要な手続をしてください。 ・ 道路交通法による道路使用の許可が必要ですので、所轄の警察署に対し必要な手続をしてください。 ・ なお、突出広告物については、国道及び県道では、自家広告物以外道路占用を認めていませんので留意してください。 <p>(3) その他の法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園法、県立自然公園条例などにより、広告物が制限されている場合や、許可が必要な場合がありますので県環境企画課又は県の各県事務所に確認してください。 ・ 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律、岐阜県風営適正化法施行条例により、性風俗特殊営業の広告物は設置場所が制限されていますので所轄の警察署に確認してください。 <p>3 から 7 まで 略</p> <p>VIII～別表 7 まで 略</p>